
令和4年度事業計画

【I】策定基調

我が国経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、戦後最大の経済の落ち込みを経験したが、政府は、緊急事態宣言及びまん延防止措置等への対応を図りながら、再び回復基調に向かって動き出してきた。

但し、新たなオミクロン株を含めた感染症による内外経済への影響、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意するとともに、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

その上で、内閣が目指すのは「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓をコンセプトとする「新しい資本主義」の実現に取り組むとしている。

一方、東北管内においても、新型コロナウイルス(オミクロン株)感染症の及ぼす影響には厳しい状況にあるものの、緩かに持ち直しつつある。

個人消費等はドラッグストア販売や飲食料品等を中心に堅調に推移しているものの、乗用車販売や家電販売等は前年を下回っている。

雇用情勢については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり有効求人倍率は低下しているものの、サービス業や医療・福祉等で増加傾向にある。

また、東日本大震災から11年が過ぎ、現在も東日本大震災の余震と思われる震度5・6の強い地震が、宮城県沖を中心に発生している。

地震地質学者によると巨大地震と言われる東日本大震災の余波は10年が過ぎても終わらないとの見解が示された。

こうした状況の中、国民生活、経済のライフラインの重要な責務を担うトラック運送業界は、燃料価格高騰に係る対応をはじめ貨物自動車運送事業法の改正に伴う「標準的な運賃」の活用等による適正な運賃・料金の収受に全力を傾注するとともに、我々に課せられた公共的使命の達成とトラック事業のさらなる発展を期して活動を展開しなければならない。

このため、令和4年度においては、国の政治の安定と経済、景気の本格的回復を実現させるため力強い政策運営を強く要望する等、諸施策を積極的に推進していくこととする。

以下の12項目を重点施策と位置づけ、次の事業計画を推進する。

【重点施策】

- (1)新型コロナウイルスへの対応
- (2)「標準的な運賃」の活用等による適正な運賃・料金収受と荷主対策の深度化
- (3)長時間労働の是正及び取引環境の改善等への適切な対応
- (4)新技術を活用した物流DXの推進
- (5)自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- (6)高速道路料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすい道路の実現
- (7)燃料高騰対策等の推進
- (8)交通及び労災事故の防止対策の推進
- (9)環境・SDGs対策の推進
- (10)適正化事業等の推進による法令遵守の徹底
- (11)大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立
- (12)多様な施策による良質なドライバーの人材確保

〔Ⅱ〕 事業計画

一. 時代の要請に応えたトラック産業の構築

1. 規制改革対策

(1) 新型コロナウイルスへの対応

① 新型コロナウイルスへの対応

- ・ 国民生活と経済を支える持続的な物流の確保を図るため、トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインの周知徹底を図る。
- ・ 今後のコロナウイルス感染状況や施策のあり方及びトラック事業の影響等諸状況を踏えつつ適切な対応を図る。

(2) 「標準的な運賃」の活用等による適正な運賃・料金收受と荷主対策の深度化

① 「標準的な運賃」の活用及び原価管理の徹底等による適正運賃・料金の收受

- ・ 荷主に対して「標準的な運賃」がトラック運送業界の健全な発展のために必要な制度であることについて積極的に広報・周知活動を行う。
- ・ 標準的な運賃と自社原価の関連を踏まえた交渉方法など、標準的な運賃の活用によって適正運賃收受に繋がるセミナー等を開催するとともに、業界の指標となる経営分析報告書の作成と個別企業に対する経営診断の助成を行う。

② 荷主対策の深度化の推進

- ・ 事業者の違反原因行為をしている荷主情報の収集を図るため、会員事業者、ドライバー等に対し、国交省の意見投稿サイトの積極的な周知を図る。

③ その他

- ・ 物流施設の整備、荷役機械の購入、激甚災害を受けた場合の経営安定等に対する近代化基金融資を推進し、当該関係利子補給を行う。

(3) 長時間労働の是正及び取引環境の改善等への適切な対応

① 長時間労働の是正及び取引環境の改善等働き方改革関連法への適切な対応

- ・ 地方協議会が引続き的確に運営されるよう全ト協と関係情報を共有し、支援を求めていく。
- ・ 令和5年4月からの月60時間超の時間外割増率50%の中小事業者への適用について、幅広く周知徹底を図り、時間外労働上限規制への対応状況等を把握する。
- ・ 「同一労働・同一賃金」について、セミナー等を通じて、判例を踏まえた考え方や必要な対策等の周知徹底を図る。
- ・ 職場環境改善に向けた各事業者の取組みを「見える化」し、求職者の運転者への就職を促進することを目的とした「運転者職場環境良好度認証制度」の取得促進を図る。

② 「改善基準告示」の見直しに向けた対応

- ・ ドライバーの労働時間の実態や運送事業者の改善基準告示への対応状況を把握し、全ト協を通じ、厚生労働省に設置された「自動車運転者労働時間等専門委員会」に改善の見直しを求める。
- ・ 東北運輸局（運輸支局）及び宮城労働局等と連携を図り、荷主企業・トラック事業者・労働団体・経団連及び商工会議所等々の理解と協力を得ながら、労働時間の改善にむけた実現可能な対応策を進め、令和6年4月からの施行にむけ遺漏なき対応を図る。

③ ホワイト物流推進運動など荷主との連携による生産性向上に向けた取組の実施

- ・ 「ホワイト物流」推進運動や「輸送品目別ガイドライン」について、荷主やトラック運送業界

に周知・普及促進を図り、生産性向上に向けた取組に対し積極的な対応を図る。

- ・「総合物流施策大綱（2021年度～2025年度）」に盛り込まれているパレット化の促進及び規格統一化等について検討を進め、その対策について普及を図る。

(4)新技術を活用した物流 DX の推進

①自動運転及び環境対応車等の新技術への対応

- ・2025年のカーボンニュートラルに向けた国の施策をうけて、電気トラック、燃料電池（水素）トラックの導入・普及に向けた課題等の整理を行い、適宜、関係機関に対して要望を発信する。
- ・ドライバー不足や生産性向上等に資する自動運転など新技術を活用した物流の効率化等の推進について、実用化に向けた課題等の整理を行い、適宜、関係機関に対して要望を発信する。

②IT化の推進並びに情報セキュリティ対策の対応

- ・中小トラック事業者を対象に情報化支援諸施策を実施する。
- ・輸送効率向上とIT化を促進するため、求荷求車情報ネットワーク事業を推進する。

③新・総合物流施策大綱に基づく物流 DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

- ・「総合物流施策大綱」の柱のひとつである物流 DX を推進するため、デジタル化・機械化をはじめ、商慣行の見直しや標準化を推進し、物流・商流データの基盤を構築する方向で検討が進められているが行政機関との情報交換等を行い適切な対応を図る。

2. 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

(1)自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

- ①自動車関連団体と連携を図り、政府与党等に対し要望・陳情活動を積極的に展開する。また、営業用トラックに対して新たな税負担となるような議論が生じた場合は、これを阻止するための要望・陳情活動を行う。

3. 高速道路料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすい道路の実現

(1)大口・多頻度割引の実質 50% 割引への拡充

- ①新型コロナウイルス感染症や燃料価格高騰の影響で、トラック運送事業者は大きな影響を受け、厳しい経営状況になっている。そのため経済が正常に回復するまでの間、大口・多頻度割引の実質 50% 割引の適用について、政府・与党等に対し要望活動を行う。

(2)高速道路料金の更なる割引の拡充

- ①トラックの利用促進を図り、輸送効率の改善及び交通安全・環境面の向上に資するため、高速道路料金の更なる割引の拡充について、以下の項目に関して、要望活動を行う。
 - ・深夜割引適用時間帯及び割引率の拡充
 - ・長距離逓減制割引の拡充
 - ・本四高速における NEXCO と同様の割引制度導入

(3)「重要物流道路」の追加指定や機能強化の推進

- ①大型トラックがスムーズに走行できる環境の実現に向けて、「重要物流道路」の追加指定及び指定された区間の道路整備が早期完成・供用されるよう、積極的な要望活動を実施する。

(4)高速道路等ネットワークの積極的な整備推進及びミッシングリンクの解消

- ①トラック輸送ニーズに対応した、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、ミッ

シングリンクの解消や迂回可能な W ネットワークの構築等、高速道路及び一般道路が連携した全国道路ネットワークの積極的な整備推進について、全国道路利用者会議等関係機関と連携を図り積極的な要望活動を行い、SDGs（持続可能な開発目標）の達成」や「グリーン社会の実現」を図る。

(5) 高速道路における暫定2車線の4車線化など安全対策及び渋滞対策の推進

①より安全に高速道路を利用し、輸送時間の短縮等高速道路の持つ効果が最大限に発揮されるよう、暫定2車線の4車線化等安全対策及び渋滞対策の推進に向けて、国交省や全国道路利用者会議等関係機関と連携を図り積極的な要望活動を行う。

(6) SA・PA、道の駅における駐車スペースや休憩・休息施設の整備・拡充

①労働関係法令の遵守及び労働環境改善の為に必要な施設として、SA・PA、道の駅における大型車両等の駐車スペースや休憩・休息施設の設置等についての要望活動を行う。

(7) 中継物流拠点の整備・拡充等による中継輸送の推進

①ドライバーの長時間労働の抑制等働き方改革の推進のため、中継物流拠点（コネクタエリア）の設置箇所を拡大するよう、要望活動をおこなう。

(8) 道路通行及び車両に関する制度の簡素化及び規制緩和要望の推進

①車両制限令や道路運送車両の保安基準、道路交通法施行令について、各種規制の緩和、手続きの簡素化・迅速化等について改善方策の検討を進め、関係省庁への要望活動を行う。

②軸重に関する諸課題について、関係機関と連携して適正な改善を図る。

③令和4年4月から運用が開始される新たな特殊車両の通行制度について、道路関連データのデジタル化の促進や利用しやすい手数料水準、手続きの負担感が小さく、使い勝手のよいシステムの実現等の利便性向上策を講じるよう要望活動を行う。

4. 燃料高騰対策等の推進

(1) 燃料高騰対策並びに燃料サーチャージ導入の促進

①政府与党及び行政機関等に対し、燃料高騰分の価格転嫁のための対策（燃料サーチャージ等）、燃料税制対策、補助支援制度の創設、供給量の増加によるエネルギー価格低廉化方策の実施等について、強力に要請する。

②燃料サーチャージの収受に向けて、Web 広告やリーフレットの配布等荷主への浸透を図るための施策を展開し、事業者が収受できるような環境整備の充実を図る。

(2) 自家用燃料供給施設整備支援助成事業及び燃料費対策特別融資の実施

①自家用燃料供給施設に対する助成を実施するとともに、助成を受けた給油施設のネットワーク化を行い、大災害等の際の緊急輸送時における燃料供給体制を整備する。

②軽油等燃料費対策及び環境・省エネに対する重要性に鑑み、最新の燃費基準を達成した排ガス規制適合車等の導入及び自家用燃料供給施設等の整備に必要な設備資金融資に対する利子補給を行う。

(3) 石油製品価格動向調査の実施

①石油製品価格の動向を調査し、石油製品及び石油製品間の需要動向や価格の変動要因について分析し、対応策を検討する。

二.安全かつ環境にやさしいトラック輸送の実現

1.交通安全対策事業

(1)事故防止コンクールの開催

①宮城県等が主催する各種安全活動に積極的に参加するほか、協会としての「事故防止コンクール」等を実施し事故の抑止を図る。

(2)全ト協指定総合交通教育センターの活用「ドライバー安全教育」

①ドライバーの安全教育として、従来からの指定研修施設での安全訓練の受講を助成する。

特に、宮城県内に設置された全ト協指定機関「総合交通教育センター（富谷・石巻）」の活用等で、より充実した安全・安心な教育を推進する。

(3)事業用自動車総合安全プラン及び全ト協の事故防止「共通目標」等

①「運輸安全マネジメント」の周知と導入を促進、特に、東北運輸局管内事業用自動車総合「安全プラン2025」重点目標に掲げた、「飲酒運転事故防止」・「車輪脱落事故防止」については、東北トラック協会（六県）一丸となり、事故防止に向けた対策を実施する。

特に、飲酒運転事故による東北管内の検挙数は後を絶たない。車輪脱落件数については、全国9ブロックでワーストワンの事故件数を見ている。

②運転者等に対する飲酒運転根絶意識の向上・車輪脱落事故防止に向けたの日常点検を推進する等、交通・労働災害を未然に防止するための研修会・セミナー等の開催や参加に要する費用の一部を助成し災害防止の支援を図る。

③事業用トラックによる事故実態の把握と分析のため、第一当事者とする死亡事故件数を車両台数1万台当たり「1.5」以下とし、都道府県（車籍別）の共通目標とした、全ト協の事故防止の推進にも積極的に取り組む。

④駐車荷さばき施設の整備促進を関係団体と共同して推進する。

⑤事業用自動車の飲酒運転ゼロの目標を達成するため、引き続きアルコールチェッカーの導入助成を推進する。

⑥ドライブレコーダーをはじめとした後方視野確認装置（バックアイカメラ）・アルコールインターロックなど安全対策機器の導入については引き続き助成事業の対象とする。

⑦輸送の安全体制の確保を前提として、AIロボット等の点呼への活用等運行管理の効率化に取り組む。具体的には、自動点呼にかかる支援機器（AIロボット）等の導入・助成を推進する。

⑧自動車事故対策機構（NASVA）が実施する運転者適性診断の助成事業については、一般診断、初任診断、適齢診断（65歳以上）を対象とする。

⑨ドライバーコンテスト宮城県大会の開催並びに代表選手の「全国トラックドライバーコンテスト」への出場等も計画する。

⑩トラックステーションの管理運営については、長距離運行トラックの安全運行確保を目的とし、利用者が快適に利用できるよう、計画的な保全・運営に努める。また、施設内におけるアイドリングストップ並びにゴミ不法投棄禁止の徹底を期すなど、環境啓発活動を推進する。

2.環境・SDGs 対策の推進

(1)「環境ビジョン2030」の推進

①環境基本行動計画「環境ビジョン2030」を踏まえ、次世代自動車の導入支援、輸送の効率化の推進、アイドリングストップの徹底など脱炭素化に向けた環境啓発活動を推進する。

(2) SDGs（持続可能な開発目標）への対応

①「環境ビジョン 2030」の行動メニューと SDGs の関連性の理解促進を図りつつ SDGs 達成に向けた取組を推進する。

(3) エコドライブの徹底に向けた EMS 機器等の導入及びアイドリングストップ支援機器の普及促進

①燃料消費量の削減効果が高いデジタル式運行記録計等 EMS 機器等の導入のための補助事業を促進する。

②エアヒーター、バッテリー式冷暖房装置等アイドリングストップ支援機器導入のための事業を実施する。

(4) 環境対応車の普及促進

①環境対応車である天然ガス及びハイブリッドトラック等の導入を促進する事業を実施する。

(5) グリーン経営認証制度の推奨

①交通エコロジー・モビリティ財団が実施している環境負荷の少ない事業運営を図ることなどを中心とした「グリーン経営認証制度」の取得等についての助成は引き続き実施する。

3. 適正化事業対策

全国適正化事業実施機関の事業計画に沿った諸活動及び宮城県トラック協会の事業とタイアップした活動を基本に、事業所の法令遵守と事故防止及び運行管理の支援・指導を推進する

(1)巡回指導は、新規事業、総合評価が低い事業者等指導の必要性が高い事業者を念頭に優先度に応じた指導内容及び頻度で行い、法令遵守の徹底について指導・啓発を図る。そのため、貨物自動車運送事業の法令等の研修活動も積極的に実施する。

また、霊柩事業者に対する巡回指導については、5両以下の事業者についても個別指導を実施することで、法令遵守意識と事業運営のレベルアップに努める。

(2)関係行政機関と連携し、速報制度並びに新規参入事業者に対する新規巡回指導及び労基特別巡回指導等への的確な対応を図る。また、巡回指導を通じて、働き方改革関連法の周知を図るとともに、改正貨物自動車運送事業法の遵守の徹底を図る。

(3)事故防止、安全対策等に関する指導内容の充実強化と、運行管理者等を対象とする啓発活動を実施する。

(4)危険運転、違法駐車、運転マナー違反等の注意喚起（リーフレット配布）を行う。

(5)社会保険等の未加入事業者に対する指導の強化等、事業者のコンプライアンス確立に向けた指導、社会保険制度に関する法的義務の周知徹底、啓発活動の推進を図る。また、悪質性の高い違反項目に係る速報制度を円滑に推進する等、運輸支局との連携の更なる強化に努める。

(6)安全性評価事業（G マーク制度）の積極的な推進及び内外に対する広報啓発活動の展開を実施する。新規取得促進を図るため、「G マーク制度申請受付期間」前に、申請研修会等を開催しながら申請件数及び認定率の向上に努める。

・荷主に対する G マークの安全優位性の啓発、G マーク取得事業者の保険料の引下げなどのインセンティブの拡充に努める。

・安全性優良認定事業所（G マーク事業者）に対する協会独自の認定・表彰の実施

・G マークステッカーの「有効期限切れ」や廃車時の剥離の徹底等、ステッカーの適正な管理を推進する。

・令和5年度からの実施を検討している G マーク制度の見直しについて、事前の周知を行う。

- ア. 評価項目「安全性に対する法令の遵守状況」の配点の見直し
- イ. 評価項目「安全性に対する取組の積極性」の（自認事項 11 件）にある配点の見直し
- ウ. 差異化の導入「長期認定取得者、ゴールド G マークステッカーの作成等」（案）

(7)巡回指導時におけるアルコール検知器性能の確認

(8)街頭パトロール強化・過積載防止対策について

- ・過積載防止パンフレットによる啓蒙活動（街頭検査・講習会等）
- ・巡回指導時における街頭パトロールの強化を図る（G マークステッカーの有効期限切れ、事業者名車体未表示、スピード超過、不正改造車等）

(9)巡回指導指針、マニュアル改正に対応した巡回指導の実施

- ・公正かつ厳正な調査と適切な改善への指導
- ・指導員の資質の向上を図るため、運行管理者資格の取得を推進

4. 緊急輸送対策（大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立）

(1)「緊急・救援輸送業務実施要綱」に基づき、各支部と連携した輸送体制の確立を図る。

さらに、緊急物資の円滑化を図るため倉庫協会との協力体制を構築する。

(2)地方自治体主催の緊急・救援物資輸送訓練に積極的に参加する。

また、災害時の緊急輸送が円滑に実施されるよう、本部・支部の連絡・協力体制等の情報連絡網については、緊急輸送対策委員会等で都度、整備を図る。

(3)「緊急物資の輸送に関する協定書」の整備。

宮城県・仙台市（政令指定都市）及び県内全市町村と締結が完了。

今後については、緊急時を想定してより具体的な「協定書」等の見直し等に努める。

(4) ライフラインとしての営業用トラックに対する緊急時の道路通行、及び燃料の安定供給等について全ト協と連携しながら要望活動を実施する。

(5) 災害発生時や復興時においてトラック輸送に必要な諸手続きの簡素化、ダンプトラックやタンクローリー等の緊急時の輸送体制のあり方について検討する。

(6)大規模災害発生時における広域的な物資輸送体制の確立を図るため、全ト協及び各県ト協と連携し、基礎知識の習得の場を設定するなどにより、物流専門家の育成を推進する。

(7)東北地方において大規模災害等が発生した場合、相互応援を円滑に遂行するため、各県による「協定書」の締結は昨年完了した。今後は、「協定」に基づいたより具体的な部分の見直し等に努める。

(8)自然災害への対応にあたって、運輸事業者が参考とすべき考え方をまとめた「運輸防災マネジメント指針」について、官民一体で取り組む普及・啓発活動を推進する。

三. 魅力ある事業の確立と社会的地位向上のための施策の推進

1. 経営改善対策

(1)経営改善への取り組みを支援するため、総合的な経営診断および経営に係る諸制度・施策についての講習会を開催する。（原価計算活用セミナー基礎編・原価計算活用セミナー実践編）、（個別企業診断、経営診断事業）、（人材確保セミナー）など。

(2)コンプライアンス違反の防止や事業運営に必要な実務に関する講習会、研修会を積極的に開催する。

(3)荷主企業に標準的な運賃の理解と協力を得るためのセミナーを開催する。

- (4)トラック事業近代化設備に対し、融資の斡旋並びにその融資に対する利子補給を行う。
- (5)中小トラック運送事業者並びに事業協同組合等による輸送効率向上とIT化を促進するため「WebKIT」事業の一層の効率化等を進める。

2. 情報化対策

- (1)業務の効率化の一助として、業界におけるIT化を推進するため、主に中小トラック運送事業者を対象とした情報化支援諸施策について全ト協と連携しながら取り組む。
- (2)ITS（高度道路交通システム）による高度物流の実現に向けて、国やITS関係機関との連携のもと、開発動向を把握、先進事例等の情報収集に努める。
- (3)全ト協との情報の共有化の推進

3. 人材育成（研修）対策

- (1)管理者研修会・事務職研修会を適切に開催する。
- (2)運行管理者試験受験講座、特別課題研修会等、各種の講習会を開催する。
- (3)中小企業大学校短期講座の受講促進。
- (4)運転者等、安全教育訓練を積極的に支援する。
- (5)青年部会の本部・支部の一体化運営と部員の組織拡大に努め、研修会・社会貢献活動等を推進する。
- (6)青年経営者の研鑽事業について支援する。
- (7)女性部会については、女性の業界での職業生活における活躍を推進するため、全ト協及び各都道府県の女性部会と協調しながら目的達成に向け取り組む。

4. 労働対策

(1)過労死等予防対策の推進

- ①「過労死等防止計画」の具体的な行動計画に基づき、関係者が一丸となって過労死等防止対策を推進する。
- ②セミナーや、啓発資料等を通じ、過労死防止に向けた意識の高揚を図るとともに、対策の普及・促進を図る。

(2)健康状態に起因する事故及びメンタルヘルス対策の推進

- ①トラック運送事業者のための「健康起因事故防止マニュアル」を活用した事故防止対策を推進するとともに、運転者に対する定期健康診断費用の一部助成、並びに睡眠時無呼吸症候群(SAS)のスクリーニング検査や入院検査の費用についても助成を実施する。
また、運転手の脳の病気による事故発生を未然に防止するため、検査費（脳ドック）の一部助成についても引き続き実施する。さらに、全ト協が助成する血圧測定器（血圧計）の導入等についても、ドライバーの生活習慣病予防対策、加えてメンタルヘルス対策も推進する。

(3)労働災害防止、荷主対策推進

- ①荷主先を含めた労働災害の発生状況等の実態を調査分析・把握するため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会等関係機関との連携を図りつつ、第13次労働災害防止計画（2018～2022）を踏まえた労働災害防止に取り組む。
- ②安全衛生管理の徹底と、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知徹底を図る。

- ③陸災防が実施するフォークリフト運転技能講習受講料の一部助成事業を実施する。
なお、具体的な取扱い等は「フォークリフト運転技能講習助成金交付要綱」に基づく。

(4)フェリー利用等の推進に向けた対策

- ①北海道・九州～本州間等のフェリー利用等について、高速道路料金の割引に相当する助成制度の創設の要望など、フェリー利用等の推進に向けた対策の検討を行う。

5. 多様な施策による良質なドライバーの人材確保

(1)高校新卒者等の採用促進のためのインターンシップを含む総合的な対策の策定及び実施

- ①インターンシップ登録サイトの充実、インターンシップ実施事業者への支援を図るとともに高等学校等へのインターンシップ活用の周知を行い、高校生等に対する業界への採用促進を図る。
②準中型・中型・大型・けん引運転免許取得の一部助成に加え、普通免許からの「オートマ限定解除」についても助成の対象とする。

(2)女性、高齢者及び若年層の採用等を含めた労働力確保及び育成・定着対策の推進

- ①トラック業界の労働力を確保し、定着を図るために、若年者、女性及び高齢者を含めた採用活動、採用後の労務管理等のマニュアルを作成、人材確保セミナーを通じ事業者への支援を図る。加えて、労働力確保に係る対外的な広報活動並びに積極的なPR方策を展開する。
②厚生労働省委託事業「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」の推進により、就職氷河期世代の運転免許取得を支援し、トラックドライバー確保の促進を図る。

(3)事業後継者等の育成

- ①将来のトラック業界を担う優秀な人材を育成するため、物流経営士の認定、研修及び中小企業大学校講座受講を促進する。
②社会貢献活動や他業種青年組織との交流を通じて、事業後継者並びに青年経営者の育成を図る。また青年経営者等の先進的な事業取り組みに対する支援を行う。
③女性の職業生活における活躍を推進するため、女性部会において、実務に即した研修事業及び社会貢献活動等を実施し、女性の採用・育成・定着に有効な施策の検討を行う。
④事業承継の方法や好事例をまとめた冊子を活用し、事業後継者の確保・育成に悩む中小事業者への支援を行う。

(4)運転免許制度等に係る諸課題への対応策の検討

- ①19歳でも大型免許取得可能な「特例教習制度創設」について周知を図るとともに、普通免許の「AT限定免許」について、大型免許等への範囲拡大について関係機関に働きかけることにより、トラック運送業界への新たな人材確保につながる取り組みを推進する。
②運転免許制度を含めたトラック運送業界における人材確保に係る課題について対応を検討し、女性や次世代を担う若手労働者層、ドライバー未経験者等の求職者に対し、トラック運送業界の社会的役割等を積極的にPRし、職業としての魅力をアピールする。

(5)外国人労働者の活用に向けた対応策の検討

- ①外国人労働者の活用に向け、運転に加え荷役、検品等専門性の高い作業を包含した一連の作業を総合的に考慮した業務として技能実習2号移行対象職種及び運転業務を特定技能の対象分野とすることについて引き続き関係機関等と検討する。

6. 引越事業者優良認定制度の推進と消費者サービス向上に向けた支援

- (1)引越事業者優良認定制度の普及促進を図るとともに、一般消費者の認知度を向上させるための積極的な周知活動を行う。また、優良認定事業者のサービス品質の向上を図るため、お客様対応責任者研修について、相談内容をフィードバックするなど更なる充実を図り、相談件数の減少に努める。
- (2)引越講習（基本講習・管理者講習）を引き続き開催し、標準引越運送約款や関係法令等、引越管理者として必要な知識の周知徹底を図る。
また、東北トラック協会所属の県ト協からも、認定講師等の育成に努める。
- (3)引越繁忙期においてもサービスレベルや輸送品質を保持するため、法人も含め幅広く分散引越の周知活動を推進する。

7. 広報対策事業

- (1)トラック運送事業の実情等について、メディアを活用して積極的に広報する。
「トラックの日フェア」については、10月に開催する予定であるが、場所及びイベント内容が常態化している。また、台風及び新型コロナウイルス感染症により、過去3年間イベントの中止を見た。令和4年度は青年部会・女性部会が中心になり、業界を広くPRできる行事の開催を検討する。
- (2)トラック運送事業の正しい理解促進と社会との共生のため、テレビ・ラジオ等を活用した、業界の役割理解促進及びイメージアップと安全運転並びに省エネ運転を啓蒙する。
ラジオでは「交通事故防止」と「環境対策」等、労働者確保対策に向けては、運転免許センターや駅構内にはポスター等を掲示し強く啓蒙を進める。
テレビについては、「標準的な運賃」等の普及に向けた取組として、各荷主先に対する広報活動としての放映を検討する。
- (3)「トラック協会報（年3回）」「ホームページ（都度）」を充実し、また、アイ・ファックス利用をはじめ手段・方法を工夫して、会員事業者への情報提供を適時・適切に行う。

8. 各種委員会・協議会並びに事務局組織の活性化

- (1)諸課題に適切に対応しながら、諸会議の効率化・活性化を図る。
- (2)重複する事業の整理、再編等の検討を行う。
- (3)新卒職員の採用を進めるとともに、本部・支部間の人事異動を積極的に展開する。